

## 中央区町会・自治会ネット X (旧 Twitter) 運用要領

令和4年11月18日

4 中区地第381号

(目的)

第1条 この要領は、中央区(以下「区」という)がX(旧 Twitter)(以下「X」という。)を区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) X インターネット上で140文字以下の短い文章等を不特定のインターネット利用者に公開できる手段をいう。

(2) 中央区町会・自治会ネット X 区が町会・自治会に関する情報を発信するために設置・運用するXをいう。

(3) アカウント X を設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。

(4) ポスト X に記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。

(5) リプライ 他のユーザーのポストに返信することをいう。

(6) リポスト 他のユーザーのポストを引用して投稿することをいう。

(7) フォロー 他のユーザーのポストを受信するように登録することをいう。

(8) ダイレクトメッセージ ポストを介さず他のユーザーに直接メッセージを送ることをいう。

(運営主体)

第3条 中央区町会・自治会ネット X の運営主体は区とし、アカウントの管理及びポストの発信は区民部地域振興課が行う。

2 ユーザー名は、chuo\_machi\_info とする

(アカウント運用者の明示)

第4条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体としてXのユーザー名を、区ホームページ上に明示する。

(アカウント運用主体、発信内容等の明示)

第5条 本運用要領で定められているアカウントの運営主体及び発信する内容、発信方法等について、Xのプロフィール欄に明示する。

(掲載内容等)

第6条 中央区町会・自治会ネット X においては、次に掲げるものをポストする。

(1) 町会・自治会が設置・運用するアカウントで発信された地域コミュニティに関する情

報

(2) 町会・自治会が区に発信を依頼した地域コミュニティに関する情報

(3) 前2に掲げるもののほか、地域コミュニティの活性化に資すると地域振興課が判断したもの

2 前項1号及び2号について、次に定める各号に該当すると地域振興課が判断したものは、掲載しないこととする。

(1) 法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容

(2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの

(3) 政治、宗教活動を目的とするもの

(4) 著作権、商標権、肖像権等、区又は第三者の知的所有権を侵害するもの

(5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの

(6) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの

(7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容

(8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの

(9) 本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいする等、プライバシーを害するもの

(10) 有害なプログラム等

(11) わいせつな表現等を含む不適切なもの

(12) その他、区が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンク

3 中央区町会・自治会ネットXに対し、他のアカウントから以下に定めるリプライ等が行われた場合、区民部地域振興課長は、予告なく当該リプライを非表示にすることができる。

(1) 前項1号から12号に掲げるもの

(2) 同一ユーザーにより繰り返し投稿される同一内容のコメント

(リプライ、リポスト及びフォロー等の制限)

第7条 リプライは、原則行わない。ただし、地域コミュニティの活性化に資する内容で、特に区民部地域振興課長が必要と認めるものはこの限りでない。

2 リポストは、原則として町会・自治会が設置・運用するアカウントで発信された地域コミュニティに関する情報のみとする。ただし、地域コミュニティの活性化に資する内容で、特に区民部地域振興課長が必要と認めるものはこの限りでない。

3 フォローは、原則として町会・自治会が設置・運用するアカウントのみとする。ただし、国、都、他自治体、公益法人等が設置・運用するアカウントで、特に区民部地域振興課長が必要と認めるものはこの限りでない。

4 ダイレクトメッセージは、行わない。

(リンク)

第8条 ポストに記載するリンクは、原則として町会・自治会が設置・運用するホームページ及びSNS並びに区が運営するホームページのみとする。ただし、国、都、他自治体、公益

法人等が設置・運用するホームページ及び SNS で、特に区民部地域振興課長が必要と認めるものはこの限りでない。

(その他)

第9条 その他、この要領の実施について必要な事項は、区民部地域振興課長が別に定める。

付 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年12月20日から施行する。